

○申請に対する処分の審査基準・標準処理期間

部 課 室 等 名	環境部 環境政策課	
許 認 可 等 名	一般廃棄物再生利用業（収集又は運搬）の指定	
根 拠 法 令	廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則	
根 拠 条 項	第2条第2号	
連 絡 先	(電話 621-5217)	
審 査 基 準	基 準	<p>徳島市一般廃棄物再生利用業の指定に関する要綱 第3条 前条第1号に規定する指定（以下「一般廃棄物再生輸送業の指定」という。）の基準は、次の各号に掲げるところによる。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1) 再生活用を業として行う者が自ら再生輸送を行うこと。ただし、引き取られた一般廃棄物がすべて再生活用されると市長が認める場合はこの限りでない。 2) 再生輸送の用に供する施設が省令第2条の2第1号に掲げる基準に適合していること。 3) 再生輸送において生活環境上支障が生じるおそれがないこと。 4) 申請者が省令第2条の2第2号に掲げる基準に適合していること。 5) 申請者が廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号。以下「法」という。）第7条第5項第4号イからヌまでのいずれにも該当しないこと。 <p>2 前条第2号に規定する指定（以下「一般廃棄物再生活用業の指定」という。）の基準は、次の各号掲げるところによる。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1) 引き取られた一般廃棄物がすべて再生活用に供されること。 2) 再生活用の用に供する施設が省令第2条の4第1号に掲げる基準に適合していること。 3) 再生活用に伴い生じた廃棄物の処理が的確にできること。 4) 再生活用において生活環境上支障が生じるおそれがないこと。 5) 申請者が省令第2条の4第1号ロに掲げる基準に適合していること 6) 申請者が法第7条第5項第4号イからヌまでのいずれにも該当しないこと。
	参 考 事 項	
	設 定 等 年 月 日	平成24年 8月 1日設定（平成 年 月 日最終変更）
標 準 処 理 期 間	標 準 処 理 期 間	総日数 30日（休日を含む）
	（設定しないものについてはその理由）	指定の更新の場合、当該期限の満了の日前30日以内に一般廃棄物再生利用業指定申請書を提出
	設 定 等 年 月 日	平成24年 8月 1日設定（平成 年 月 日最終変更）